第六号様式別表四の四（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙八　挿入］
第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙十　挿入］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式略］
［第６号様式別表５記載要領　略］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十二　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式略］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第３項から第６項まで、第17項、第23項若しくは第25項、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）附則第６条第２項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～10　略］
第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式略］
第６号様式別表５の６の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人（令和８年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、これらの法人が租税特別措置法第42条の12の５第４項第４号に規定する特定法人又は同条第２項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）が、法附則第９条第12項若しくは第13項（これらの規定を同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和８年旧法」という。）附則第９条第13項若しくは第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において法附則第９条第12項若しくは第13項又は令和８年旧法附則第９条第13項若しくは第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　略］
４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（⑵は令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する事業年度、⑸は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
⑴　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第６条の２第４項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第83号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「令和８年旧政令」という。）附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（政令附則第６条の２第５項又は令和８年旧政令附則第６条の２第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

第六号様式別表四の四（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙七　挿入］
第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙九　挿入］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式同上］
［第６号様式別表５記載要領　同左］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十一　挿入］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式同上］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～10　同左］
第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式同上］
第６号様式別表５の６の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２・３　同左］
４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（⑵は令和６年４月１日以後に開始する事業年度、⑸は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
⑴　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）